注）経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用（支払利息、新株発行費等）を控除したものとし、本業と関連性の低い営業外の収益（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

(3) 付加価値額

付加価値額について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

(2) 経営指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

① 労働生産性

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で除したものとする。

② 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には三％以上の目標を、四年間の場合は四％以上の目標を求める。

注）経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用（支払利息、新株発行費等）を控除したものとし、本業と関連性の低い営業外の収益（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

③ 付加価値額

付加価値額について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

第3 経営力向上の内容に関する事項

1 ［略］

2 経営力向上の内容に関する具体的事項

現に有する又は他の事業者から取得した又は提供された経営資源に関し、一の表の上欄に掲げる事業者の規模に応

ハ 付加価値額

付加価値額について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

注）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

第3 経営力向上の内容に関する事項

1 ［略］

2 経営力向上の内容に関する具体的事項

一のイからヘまでに掲げる事項を、二